

## 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

社会医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人慶明会が設置する訪問看護ステーションかがやき（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護事業〔指定介護予防訪問看護〕（以下「事業」という。）の適切な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する重要事項を定める事により事業所の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮し、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(2) 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものと連携を図るものとする。
- 5 指定訪問看護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人慶明会 訪問看護ステーションかがやき
- (2) 所在地 宮崎県東諸県郡国富町大字岩知野字六江762番地

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名 (常勤)  
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護の実施に関し事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員 看護師 5名以上  
看護師は、主治医の指示により訪問看護計画書及び報告書を作成し訪問看護を担当する。  
准看護師は訪問看護計画に沿って訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士(または作業療法士・言語聴覚士) 1名以上  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は主治医の指示により訪問看護(リハビリ)計画書及び報告書を作成し訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。
- (4) 事務員 1名以上  
事務員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

但し、利用者の状況で必要と認められる場合はこの限りではない。

- (1) 営業日 通常月曜日から土曜日までとする。  
但し、12月30日～1月3日迄を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時15分とする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者から訪問看護の利用を申し込まれた場合は、指示書交付を受けたあと

訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。

- (2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、指示書の交付を求めよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、地域包括支援センター等に調整を求め対応する。
- (4) 通常の指定訪問看護の実施地域は次のとおりとする。  
国富町・綾町・宮崎市・西都市

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業者の指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 医療処置の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル等の管理・褥創処置等）
- (3) 看護・介護技術の実施と指導（洗髪・清拭・入浴・排泄・体位保持等）
- (4) 栄養・食事療法に関する相談と指導
- (5) リハビリテーションの実施と指導
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活環境の調整と指導
- (9) 行政機関やサービス・他施設利用に関する情報提供や調整
- (10) その他、医師の指示による医療処置・介護に関する相談

(利用料及びその他の費用)

第8条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとするものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受理事務である時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とする。

2 死後の処置料は、10,000円とする。

3 前項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者またその家族に対し領収書を交付する。

4 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に説

明するものとする。

(緊急時の対応)

第9条 緊急時の対応は次のとおりとする。

- (1) 利用者の状況等により24時間連絡体制とする。
- (2) 必要時、緊急訪問及びかかりつけの医師へ連絡を行う。
- (3) 訪問実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には速やかに主治医へ連絡し適切な処置を行う。主治医との連絡が困難な場合は、搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- (4) 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第10条 事業者は、その提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員へ周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

#### (身体抑制等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する。

#### (ハラスメントの対策)

第14条 事業所は、適切な訪問看護を提供するため、職場において行なわれるハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの及び利用者及びその家族からの要求等について、その内容が著しく妥当性を欠き、又その要求への対応手段等が社会通念上不相当なものであって、当該対応手段等によって従業者の就業環境が害されるものを言う。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

#### (業務継続計画の策定)

第15条 事業所は、感染症の蔓延や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定するものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 4 事業所は、感染症や非常災害時の発生において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、社会的使命を充分認識し従業員の資質向上のため研修を設ける。また業務体勢を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又その家族等の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため従業員でなくなった後においてもこれから秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する記録を整備し、指定訪問看護の提供終了の日から 5 年間保管する。
- 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人慶明会が定めるものとする。

附則

この規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。